

特定施設入居者生活介護 サンセリテ月出

契 約 書

重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護)

[令和 7 年 4 月 1 日 作成]

医療法人 萬生会

特定施設入居者生活介護 サンセリテ月出 契約書

利用者_____（以下「甲」という。）と事業者特定医療法人萬生会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する特定施設入居者生活介護 サンセリテ月出（以下「本施設」という。）の特定施設入居者生活介護サービス（介護度が要支援の場合は介護予防特定施設入居者生活介護サービス）の利用に関して、次のとおり契約を結びます。

（目的）

第 1 条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設入居者生活介護サービスを提供します。

2 乙は、特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第 2 条 この契約書の契約期間は、令和(平成)____年____月____日から令和____年____月____日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の 7 日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第 3 条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、特定施設入居者生活介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（特定施設サービス計画の作成・変更）

第 4 条 乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、本施設の他の従業者と協議の上、特定施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

3 特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、達成時期、特定施設入居者生活介護サービスの内容、特定施設入居者生活介護サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する特定施設入居者生活介護サービスの目的に従い、特定施設サービス計画の変更を行います。

一 甲の心身の状況等の変化により、当該特定施設サービス計画を変更する必要がある場合

二 甲が特定施設サービス計画の変更を希望する場合

5 乙は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

(特定施設入居者生活介護サービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、甲に対し特定施設入居者生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3 乙は、甲の特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため特定施設入居者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した特定施設入居者生活介護サービスについて甲及びその後見人、家族又は身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲及びその後見人、家族又は身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることは致しません。

(緊急時の対応)

第9条 乙は、現に特定施設入居者生活介護サービスの提供を行っているときに甲の容態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに甲の主治医又は本施設の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

2 乙は、甲の容態に応じて受診または救急搬送など必要な対応を講じます。乙は甲の家族又は身元引

受人に緊急連絡を行い容態報告、および今後の対応について相談を行います。受診・入院は甲の責任の下行うこととします。甲の家族又は身元引受人は受診または救急搬送に付き添うこととします。急遽施設職員で対応せざるを得ない場合は甲の家族又は身元引受人は受診先又は救急搬送先に向かうこととします。

(費用)

第10条 乙が提供する特定施設入居者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として前項の費用の額を下に月毎に算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヵ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(法定代理受領サービスの同意)

第11条 甲は、甲が乙に支払うべき特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、乙が甲に代わって保険者より支払いを受けることに同意します。

(他の居宅サービスの利用)

第12条 甲のための特定施設入居者生活介護サービスの提供に必要な居宅サービスで、乙により提供ができない場合に、甲が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、乙が負担します。

(秘密保持、個人情報の収集、取り扱い、利用範囲)

第13条 乙は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙が介護サービスを提供するにあたって必要とされる範囲の、甲及びその後見人又は家族の個人情報を収集します。

3 乙は、乙が収集した個人情報の取り扱いについて、関係法令やその他の規範に従い、乙の業務に携わる全ての者に対しその周知、徹底を図り、適切に取り扱うものとします。

4 乙が収集した個人情報は、乙の事業所において、下記の範囲で利用します。

- ・ 特定施設サービス計画を作成するとき
- ・ 介護サービスを実施もしくは内容の説明をするとき
- ・ 介護サービス提供上必要な書類（日報、記録等）へ記載するとき
- ・ 介護報酬（レセプト）請求業務と、それに伴う行政、審査機関への提出

- ・ 甲への利用料金が発生する場合、その請求業務
- ・ 職員の教育研修や介護の質の向上を目的とした症例研究
- ・ 経営に関するデータを作成するとき
- ・ 乙が開催する行事等のご案内をするとき
- ・ 甲または甲の家族等に対して業務上必要な連絡をするとき
- ・ 乙が甲の入院や受診に対して入院先や受診先に対する医療上必要な情報を提供するとき

5 乙が収集、取得している甲及びその後見人又は家族の個人情報のうち、介護サービスを提供するにあたって、関連する医療機関や介護事業者と連携を取る必要がある場合、もしくは意見を求める必要がある場合、これを提供するものとします。その際、個人情報の取扱について適正な管理を行って頂くよう指導します。

6 乙に対し、司法、行政またはこれに準ずる機関、警察などの官公庁より、乙が収集、取得している個人情報の提供要請を受けた場合、これに応じます。

7 甲の個人情報（写真を含む）について、事前に甲及びその後見人又は家族に許可を得たうえで、乙が発行するパンフレットや機関誌等に使用できるものとします。

8 乙を辞めた従業員の守秘義務は継続し、業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密は漏らさないこととする。

（甲の解除権）

第 14 条 甲は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納したとき。
 - 二 甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為（職員へのセクシャルハラスメント、職員への暴言・暴力、職員への過度なサービス要求等）をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったとき。
 - 三 甲が認知症状進行に伴い他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。
 - 四 甲及び甲の家族、身元引受人による言動及び要望等が他ご入居者、職員の心身または生命に危害を及ぼす恐れがある時、又は他の利用者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼしたとき。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
- 3 状況が深刻で急を要する場合は 30 日間の予告期間をもたず、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第 16 条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき。

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき。

四 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき。

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。

六 甲と乙との間で、施設入居・利用契約が終了したとき。

七 甲が、死亡したとき。

(損害賠償)

第17条 乙は、特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第18条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第19条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(重度化した場合、長期入院の場合の対応)

第20条 利用者の入居後、心身の状況等の変化により甲の要介護度が重度化した場合でも、乙は可能な限り協力医療機関等と連携し、入居生活が継続できるよう努めます。

2 利用者の入居後、心身の状況等の急変により入院が必要となり、かつそれが長期化する可能性がある場合に、利用者および後見人、ご家族との協議を行い、利用の継続を検討します。

(合意管轄)

第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所と

することに合意します。

(協議事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項は、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます

この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、甲乙各署名押印して 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲	住所	
	氏名	印

署名代行人	住所	
	氏名	印

代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印

身元引受人	住所	
	氏名	印

事業者乙	住所	熊本市東区月出 2 丁目 4 - 2 3
	事業者（法人）名	医療法人 萬生会
	事業所名	特定施設入居者生活介護 サンセリテ月出
	（事業所番号）	4 3 7 0 1 0 8 5 7 5
	代表者名	松野 文彦 印